

例規制定概要書（案）

1 対象例規と制定改廃の別

J R佐倉駅前観光情報センター設置規則の一部改正

2 背景

J R佐倉駅前観光情報センターにつきましては、佐倉市への来訪者に向けた観光情報の案内及び発信等を主な業務としております。年間を通じて多くの来訪者に利用されておりますが、昨今の社会情勢に伴い、効率的な運営が求められております。

市内の観光スポットである国立歴史民俗博物館や佐倉市立美術館、武家屋敷などの施設の休所日が月曜日であり、当該施設の利用者は月曜日が少ないことから、休所日に月曜日を追加するものであります。

3 対応方針

- （１）休所日に月曜日を追加します。
- （２）本規則の改正規定は、令和５年４月１日から施行します。

4 政策内容

他施設と休所日を合わせることにより、効率的な施設運営に繋がります。